

# 国民健康保険税が軽減されます



市公式  
ホームページ

次の場合に、国民健康保険税が軽減されます。申請などの詳細は市公式ホームページでご確認ください。

## 所得が一定以下の世帯に対する軽減

**対象** 世帯主及び被保険者(令和6年4月1日時点で16歳未満のかたを除く。)全員が、前年中の所得の申告(所得税の確定申告または市・県民税の申告)をした世帯

※ 適用を受けるには、前年中の所得がないかたや、障害年金などの非課税所得のみのかた、税制度上の家族の扶養に入っているかたも市・県民税の申告が必要です。

### 軽減割合

世帯の所得の合計額	均等割額 軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者*1などの数-1)以下	7割
43万円+(29.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者*2数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下	5割
43万円+(54.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下	2割

※ 軽減判定所得金額の計算には、擬制世帯主(会社などの健康保険に加入しているが、同じ世帯に国民健康保険加入者がいるため納税義務を負う世帯主)を含む。保険税算定に擬制世帯主の所得は含まない。

※1 給与収入55万円を超える。公的年金などの収入が60万円(65歳未満)、または125万円(65歳以上)を超える支給を受けるかた。

※2 国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行し、継続して同一の世帯に属するかた。

## 未就学児の軽減

**対象** 未就学児のいる世帯

**軽減割合** 申請不要で、未就学児の均等割額が5割軽減されます。また、所得が一定以下の世帯に対する軽減が適用される世帯は、軽減後の均等割額が5割軽減されます。

## 非自発的失業者に対する軽減(要申請)

**対象** 離職時の年齢が65歳未満で、雇用保険の受給資格があり、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが該当するかた

**軽減割合** 離職日の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得額を100分の30として所得割額算定します。

※ 他の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了

## 産前産後期間の軽減(要申請)

**対象** 令和5年11月1日以降の出産または出産予定のかた(妊娠85日以上分娩で、早産、死産及び流産(人工妊娠中絶含む。))を含む。

**軽減割合** 産前産後期間の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)所得割額と均等割額が軽減されます。

**申請時期** 出産予定日の6か月前から(出産後も可)

問合せ 保険年金課国民健康保険担当 ☎0480(92)1111 内線142~144



# 禁煙してみませんか

5月31日は世界禁煙デー・5月31日~6月6日は禁煙週間

禁煙は、呼吸器疾患の予防や治療に欠かせない、健康管理の一つです。たいせつな自分と家族のためにも、禁煙してみませんか。

## 吸っていなくても影響がある 「受動喫煙」

周囲の人が吸っているタバコの煙にも、ニコチンなどの有害物質が含まれ、その煙を吸うことで肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、こどもの呼吸器疾患や中耳炎、乳幼児突然死症候群、妊婦では、低体重児や早産のリスクが上昇します。

## 加熱式タバコの健康影響

加熱式タバコの煙には、ニコチン以外の有害物質量は少ないと報告されていますが、長期使用に伴う健康影響は不明であり、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性は否定できません。



## 禁煙外来で上手に禁煙

禁煙外来では、禁煙による禁断症状を和らげる薬を処方してもらえるほか、無理なく禁煙する方法をアドバイスしてくれます。6か月間以上続く禁煙の成功率は自力で禁煙した場合に比べて4~6倍高く、治療終了時点で7~8割の人が禁煙に成功しています。また、要件を満たせば健康保険が適用されます。

禁煙外来・  
禁煙クリニック一覧▶



問合せ 健康増進課成人保健担当  
☎0480(92)1201